

【研究区分：地域課題解決研究】

研究テーマ：三原市における孤立・孤独の生活課題の特質と求められる支援方策について	
研究代表者：保健福祉学部 保健福祉学科 人間福祉学コース 講師 手島洋	連絡先：teshima@pu-hiroshima.ac.jp
共同研究者：三原市保健福祉部社会福祉課 係長 本郷龍史 三原市社会福祉協議会福祉支援課 係長 福永一美	
【研究概要】 本研究は、三原市内の孤立・孤独に関わる生活課題の現状を分析し、その特性に合わせた対応方針を検討することで、今後、行政機関や相談機関が対応すべき項目を明らかにすることだった。調査研究の結果、三原市内の孤立・孤独の課題に対応している行政機関や相談機関は、孤独・孤立の当事者による支援の拒否や孤独・孤立する住民の死後の対応に苦慮していることが明らかになり、これらの対策として新たな施策や終活の普及の必要性などが浮き彫りになった。	

【研究内容・成果】

1. 研究内容

(1) 研究の目的

本研究は、三原市内の住民が直面する孤立・孤独により引き起こされる生活課題の背景や原因を分析し、これらの生活課題の特性に合わせた対応方針を検討し、行政機関や相談機関が重点的に対応すべき項目を明らかにすることだった。

(2) 研究の方法

三原市内の高齢者・障害者・生活困窮者を対象とした行政機関・相談機関に対し、アンケート調査とヒアリング調査を行い孤立・孤独に関する対応の現状と課題を把握した。

(3) 研究の結果

アンケート調査からは、以下の結果が得られた。(インタビュー調査の結果は省略)

<孤立・孤独の利用者への対応状況>

孤独・孤立の課題のある利用者への対応は、回答者の7割以上が「ある」と回答していたが、相談機関の利用者全体のなかでの割合は1割以下が54.69%と半数を超えており、多くの機関が対応しているが利用者全体に対して多くの割合を占めているわけではなかった。

孤立・孤独の相談があった人の年代は、「65歳以上80歳未満」が28.04%、「80歳以上」が27.10%で高齢者が半数以上を占めていた。性別は、「男性」が65.63%と全体の3分の2を占めて男性が多いことがわかった。孤立・孤独になったきっかけは、「本人の心身に関すること」が36.08%で最も多く、次いで「家庭に関すること」の24.68%が多かった。

<孤立・孤独の生活課題への支援>

孤立・孤独の課題対応として、他の機関・窓口につないだ先は、「高齢者相談センター」が13.66%で最も多く、「市役所（高齢者福祉課）」が12.42%、「市役所（社会福祉課）」が11.18%と続いた。また、課題対応に際し連携して協働した機関・窓口は、「高齢者相談センター」が11.49%で最も多く、「居宅介護支援事業者」が10.92%、「市役所（高齢者福祉課）」が9.77%、「市役所（社会福祉課）」と「社会福祉協議会」がともに9.20%であった。多機関で連携する際に、高齢者相談センターや市役所（高齢者福祉課）は孤立・孤独の課題に深く関わっている現状が明らかになった。

孤立・孤独の課題に対応する際の課題は、「本人が支援を拒否する」と「家族・親族の協力が乏しい」がそれぞれ27.16%で最も多かった。また、孤立・孤独の課題が解決しない要

因は、「自らの課題が未整理・課題意識がないことで自発的相談にならない」ことが24.00%で最も多く、「心身の不調がある」の17.14%、「課題の認識はあるが本人に現状を改善しようという意識がない」と「課題の認識はあるが他者の関わりを拒否している」の各16.00%が続いていた。

<孤立・孤独を抱える人への金銭管理の課題>

孤立・孤独を抱える人の金銭管理の相談は、「ない」との回答が46.88%で、相談がある場合でも「年間5件未満」が31.25%で全体には相談数は少なかった。その相談内容は、「金銭管理ができなくなったが頼れる親族等がない」が31.40%で最も多く、「入院時や物品購入などの支出手続き」の17.44%、「給付金などの収入手続き」の13.95%が続いていた。

金銭管理の課題に対する対応は、「後見制度の紹介」が23.47%で最も多く、「社会福祉協議会への相談・紹介・照会」の19.39%、「行政への相談・紹介・照会」の14.29%が続いた。判断能力が既に低下している人は成年後見制度の法定後見制度の対応につなぎ、判断能力の低下がまだない場合には社会福祉協議会のかけはしにつなぐ対応が多かったと考えられる。

<身元保証の対応の現状と課題>

医療機関や施設入所の際に求められる身元保証の相談は、「ない」との回答が53.13%と半数以上を占めていた。また、相談があった場合でも「年間5件未満」が29.69%と約3割を占めていて、相談件数が多いわけではないことがわかった。

その相談内容は、「入院・入所時の緊急連絡先が必要になった」が34.33%で最も多く、次いで「治療の同意や診療方針の説明への同席」の19.40%、「身元保証人になることの依頼等」の17.91%が続いた。その相談への対応は、「後見制度の紹介」が20.59%で最も多く、「社会福祉協議会への相談・紹介・照会」が続いていた。ただ、後見制度と社会福祉協議会は、両方とも身元保証に対応できるものでもないため、その相談や紹介により課題が解決する要素が提供できたとはいえないと考えられる。また、「入所・入院先との交渉」も16.18%あり、相談機関の職員が個別に調整を図る対応も目立っていた。ただ、身元保証の相談に対応した結果、実際に身元保証人が得られず入所・入院ができなかった相談者の有無を聞くと、「いない」が89.29%と9割近くが結局入所・入院ができたとは回答していた。

<死後対応の現状と課題>

相談者等の死亡時の対応に関わる相談は、「ない」との回答が58.73%で最も多かった。ある場合でも「年間5件未満」が23.81%、「年間5件以上ある」が3.17%だった。

相談への対応は、「親族や後見人、葬儀社との連絡・調整」が28.89%で最も多く、次いで「自宅での孤独死の対応」及び「葬儀を行うものがない場合の対応」が各17.78%だった。

身寄りのない人へ身元保証や死後事務のために必要と考える取り組みは、「身寄りのない人のための支援パッケージ」が25.14%で最も多く、次いで「納骨や葬儀の事前契約制度」の13.66%、「身元保証業務を行うNPOや法人等の情報提供」が13.11%と続いていた。

2. 研究成果

上記の調査結果から必要な推進方策を三原市に提案したのは、以下の内容だった。

- (1) 孤立を防ぐ社会参加の機会の多様な拡大
- (2) チーム支援による支援拒否への対応の強化
- (3) 支援拒否の対応の際に本人の主観的な生活感を重視した支援の標準化
- (4) 多様な金銭管理の方法の周知と新たなサービスの開発
- (5) 身元保証の適正化と新たなサービスの開発
- (6) 死後対応の市民の意思表示の普及と新たなサービスの開発